

令和 8 年度 3 年生 授業料等生徒納付金明細表

(単位：円)

納入月	振替日	授業料等			就学支援金 (国の制度)	諸 費				合計
		授業料	施設設備費	冷暖房費		生徒会費	PTA会費	校外教育費	同窓会入会金・終身会費	
4月分	4月20日(月)	40,000	600	400	▲ 38,100	800	500	8,000	2,000	14,200
5月分	5月11日(月)	40,000	600	400	▲ 38,100	800	500	8,000	2,000	14,200
6月分	6月10日(水)	40,000	600	400	▲ 38,100	800	500	8,000	2,000	14,200
7月分	7月10日(金)	40,000	600	400	▲ 38,100	800	500	8,000	2,000	14,200
8月分	8月10日(月)	40,000	600	400	▲ 38,100	800	500	8,000	2,000	14,200
9月分	9月10日(木)	40,000	600	400	▲ 38,100	800	500	8,000	2,000	14,200
10月分	10月13日(火)	40,000	600	400	▲ 38,100	800	500	—	2,000	6,200
11月分	11月10日(火)	40,000	600	400	▲ 38,100	800	500	—	2,000	6,200
12月分	12月10日(木)	40,000	600	400	▲ 38,100	800	500	—	2,000	6,200
1月分	1月12日(火)	40,000	600	400	▲ 38,100	800	500	—	2,000	6,200
2・3月分	2月10日(水)	80,000	1,200	800	▲ 76,200	1,600	1,000	—	2,000	10,400
合計		480,000	7,200	4,800	▲ 457,200	9,600	6,000	48,000	22,000	120,400

- 振替日に指定の銀行口座から、**授業料に諸費を加えた金額で引落し**を行います。
- 今年度**初回**の引落日は**4月20日(月)**です。**2・3月分**は合算して引落します。
 引落日に指定の口座から引落しできなかった場合は、生徒を通じて振込用紙をお渡しします。
 期日までにゆうちょ銀行への振込(振込手数料は保護者負担)または現金持参にて納入してください。
- 4月～6月の授業料等**については、令和7年11月に通知した令和7年度就学支援金決定通知書の**区分が適用**されます。(年度途中で家計急変があった場合を除く)
 11月に通知済の決定通知書と以下の表を照らし合わせ、各自で**授業料等保護者負担額**の確認をお願いします。
 引落額は、下の表の**授業料等保護者負担額に諸費を合計した金額**です。

授業料 41,000円 (施設設備費・冷暖房費も含む) / 月

令和7年度就学支援金等 決定通知書の備考欄	授業料等から軽減される額		授業料等 保護者負担額 A	備考
	就学支援金 (国の制度)	授業料軽減補助金 (県の制度)		
A区分	38,100円	2,500円	400円	口座からの引落しは Aに諸費を合計した 金額となります
B区分	38,100円	2,500円	400円	
C区分	38,100円	—	2,900円	
D区分	38,100円	—	2,900円	
所得制限	38,100円	—	2,900円	

4. 校外教育費内訳

項目	金額	項目	金額
個人写真代	600	実力テスト	<u>31,000</u>
歯鏡	100	日本スポーツ振興センター	1,620
卒業アルバム	7,200	学習記録手帳	1,150
卒業証明書	200	家庭科実習費	1,500
Classi利用料	3,960	予備費	70
芸術鑑賞	600	合計	48,000

※1 予備費については、各項目で不足が生じた場合に充当させていただきます。

※2 実力テストの代金は、**受験が必須でないクラスの生徒が希望受験をしない場合に限り、返金**となります。

※3 年度末に残金が生じた場合は預り金とし、卒業時に授業料等振替口座へ一括して返金いたします。

5. 令和8年7月以降の広島県の授業料軽減補助金制度（就学支援金に上乗せして2,500円を支給）の申請方法は、現時点で広島県から通知がないため、6月以降に改めて連絡します。

所得制限が設けられます。

※4月から6月については、授業料軽減補助金制度の対象者（1ページ目の表のA・B区分）は、前年度の就学支援金の審査により学校で把握できているため、申請の必要はありません。

6. その他

年度の途中で家計急変（離婚・再婚・倒産・税の更正等）が起きた場合には、**急変の起きた日から2週間以内に**事務室までご連絡ください。

親権者（保護者）の異動等は、広島県に報告が必要です。

< 参考 授業料等生徒納付金の未納者に対する学則上の規定 >

第31条 校長は、正当な事由なくして授業料等生徒納付金を納入しない生徒に対して、その未納の期間中出席を停止することができる。